

意見書（案）第4号

国の辺野古埋立工事について県との対話を通じた抜本的解決を図ることを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | おばた 和 仁 |
| 賛成者 | 〃 | 岩 見 大 三 |
| 〃 | 〃 | 高 谷 真一朗 |
| 〃 | 〃 | 谷 口 敏 也 |

国の辺野古埋立工事について県との対話を通じた抜本的解決を図ることを求める意見書

令和元年6月28日、本市議会は、名護市辺野古に新基地建設のための埋立てを計画している政府に対し、地方自治の尊重を求める立場から、沖縄県民投票で示された結果を尊重し、対話による解決を図ることを求め、「沖縄県民投票の結果を尊重するように求める意見書」を可決した。

現在、政府は沖縄県の設計変更承認手続を代執行する形で、辺野古の大浦湾側の埋立てに着手しているが、そもそも、今般の福岡高裁の判決では、国の代執行を認めるものの、裁判長が、沖縄県民の心情に寄り添った政策実現のため、国と県とが対話を通じて抜本的解決を図るべきと付言している。

国と地方を「対等・協力の関係」とした地方分権改革や、自主性及び自立性に配慮するとした地方自治法に鑑みると、国に地方自治を尊重する対応を求める。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、沖縄県との対話を通じた抜本的解決を図ることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明